

# 茨城町耐震改修促進計画の計画期間の延長について



都市建設部都市整備課

平成30年1月

# 茨城町耐震改修促進計画の計画期間の延長について

## 1 耐震改修促進計画の策定目的・背景について

近年、我が国では、平成7年1月の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）をはじめとする大きな地震が頻発している状況の中で、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止する未然に防止するため、昭和56年の建築基準法改正以前の旧耐震基準によって設計された建築物の耐震化を推進することが重要な課題となりました。

国では、平成7年10月に耐震改修促進法を制定し、その後、国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」では、住宅及び特定建築物の耐震化率を現状の約75%から10年後の平成27年度までに90%にすることが提言されました。

平成18年には耐震改修促進法が改正され、市町村においても、計画的に耐震化を推進していくために「耐震改修促進計画」の策定に努めるよう定められました。

## 2 茨城町耐震改修促進計画について

茨城町では、茨城県が平成19年3月に「茨城県耐震改修促進計画」を策定したのを受け、平成23年3月に「茨城町耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度を計画期間の最終年度として建築物の耐震化を進めてきました。町有特定建築物は、計画目標をほぼ達成する水準に至りましたが、民間住宅等を含め目標までには到達に至っておらず、依然として旧耐震基準の建築物も残されている状況にあります。

計画期間内においても、平成23年3月11日の東日本大震災により町内では、一部損壊を含め、家屋の被害を受けています。

## 3 茨城町耐震改修促進計画の計画期間の延長について

国においては、今後予想される首都直下型地震の切迫性が指摘されている状況を踏まえ、平成27年6月に国土強靱化アクションプラン2015を策定し、建築物の耐震化率などの数値目標を平成32年度までに95%としました。

茨城県においても今年度、「茨城県耐震改修促進計画」を改定し、建築物の耐震化率の目標95%に設定し、計画期間についても平成32年度まで延長することが決定しております。

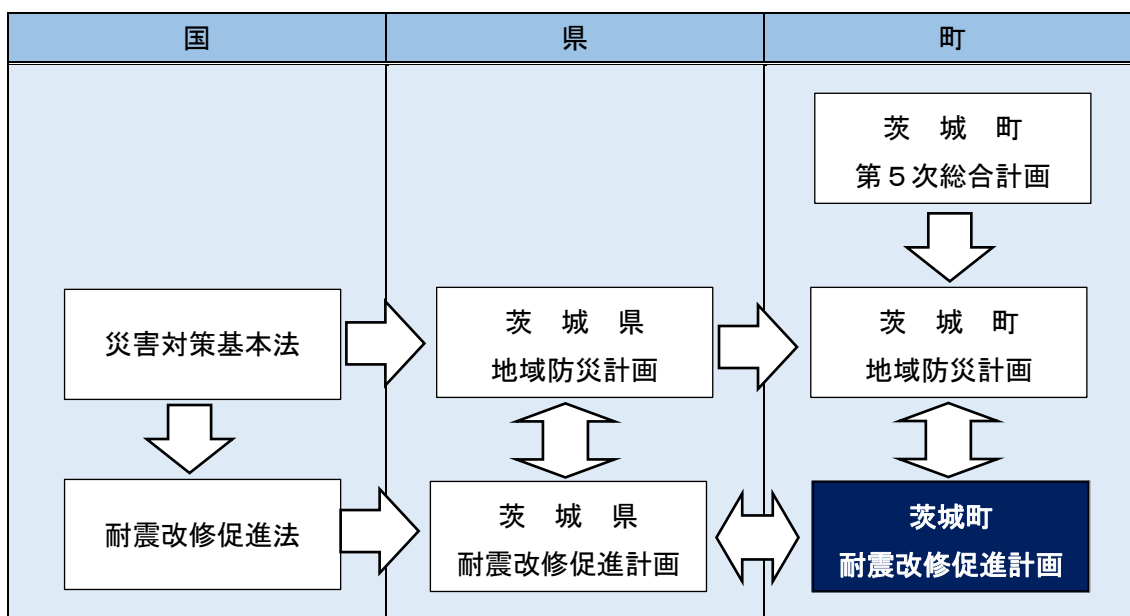
町においても、これまで以上に耐震化を促進する必要があることから、国土強靱化アクションプラン2015及び茨城県の計画と整合を図り、計画期間を平成32年度までとして5年間延長するとともに、耐震化の目標を95%（民間建築物については100%）に定め、計画を進めていきます。

#### 4 茨城町耐震改修促進計画の計画期間の概要

##### (1) 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第5条第7項の規定に基づき策定されるものであり、国の基本方針及び茨城県耐震改修促進計画（以下「県計画」といいます。）、茨城町地域防災計画等との整合を図るものとします。

また、計画策定・施策の実施に関しては、茨城町の最上位計画である「茨城町第5次総合計画」に掲げた関連する方針との整合を図ります。



##### (2) 計画の期間

平成23年度から平成32年度まで（現計画を5年間延長する。）

##### (3) 耐震化の目標

	H22年 策定時の 耐震化率	H27年の 耐震化率	H27年度 耐震化率 の目標		H32年度 耐震化率 の目標
住宅	57.9%	64.0%	90.1%	➡	95.0%
民間建築物 ※1	90.0%	92.0%	100.0%	➡	100.0%
町有建築物 ※2	65.9%	100.0%	95.5%	H26年度までに計画目標達成	

※1 学校、病院・診療所、社会福祉施設等、ホテル・旅館等、店舗・百貨店、賃貸共同住宅、その他

※2 学校、劇場・集会所等、社会福祉施設、町営住宅、事務所等、その他

(4) 耐震診断・改修の促進を図るための施策

現行計画の各施策を継続して実施します。

取り組み方針及び主な施策の内容は、次のとおりとします。

■ 取り組み方針

- ① 建築物に係る耐震化等の防災対策は、その所有者が自ら責任においてその安全性を確保する。
- ② 町は、建築物の所有者が行う耐震性の確保に必要な支援を実施する。

■ 耐震化を促進するための施策

○建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- ・ 啓発資料・町 HP 等を活用した普及・啓発
- ・ 講習会等の開催
- ・ 地震防災マップの作成と活用
- ・ 情報提供との充実

○耐震化を促進するための環境整備に関する取り組み

- ・ 住民相談体制等の充実
- ・ 耐震診断に関する業界情報への提供
- ・ リフォーム・バリアフリー工事等にあわせた耐震改修への誘導
- ・ 地域住民等への連携

○耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

- ・ 助成
- ・ 耐震改修に対する税の特例措置

○その他地震時における建築物等の安全対策

- ・ 落下物対策
- ・ ブロック塀等の安全対策
- ・ 家具の転落防止対策
- ・ エレベーターの安全対策
- ・ 地震に伴うがけ崩れ等による建築物被害の軽減

(5) 計画期間延長による効果

- ① 促進計画を継続することにより耐震化率向上を目指し、地震に強いまちづくりの実現を図ります。
- ② 国が推進する耐震改修促進法に基づく各施策及び、茨城県耐震改修促進計画と連携した施策に継続的に取り組むことにより耐震化率向上を図ります。